

新潟県精神障害者社会福祉施設協議会 会則

(名 称)

第 1 条 本会は、新潟県精神障害者社会福祉施設協議会（以下、「本会」という。）と称し、略称を「新精社協」とする。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、会長の所属する事業所内に置く。但し、任務遂行に支障のない範囲で、会長の所属する事業所外の会員事業所に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、障害者総合支援法に基づき精神障害者に対する障害福祉サービス事業、地域生活支援事業等を行う法人、団体に対して、情報交換及び精神障害者に対する障害福祉サービスを提供する事業所等の職員の資質向上を図る事業及び精神障害者の理解に関する普及啓発等を行い、もって精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 事業所間の情報交換
- (2) 会員事業所の長及び職員の研修
- (3) 精神障害者に対する障害福祉サービス事業、地域生活支援事業の普及、向上のための要望、提言
- (4) 精神障害者福祉に関する調査、研究
- (5) 広報および啓発
- (6) その他会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会は、障害者総合支援法に基づき精神障害者に対する障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を行う事業所等をもって会員とする。

(届 出)

第 6 条 本会に入会しようとする事業所は、事業所の長が会長に届け出るものとする。退会する時も同様とする。

- 2 会員は、その名称、所在地および代表者に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(会 費)

第 7 条 本会の年会費は事業所ごとの加入とし、基本額 5,000 円に常勤換算職員配置 1 名 1,000 円とし、その人数分を乗じた額とする。なお、常勤換算職員数の算出は四捨五入とする。

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
幹 事	3 名 (渉外、広報、研修)
事務局長	1 名
監 事	2 名

(役員を選出)

第 9 条 役員は会員事業所の長及び職員の中から総会において選出する。

2 役員会は、役員と事務局員をもって構成する。

(役員職務権限)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。

3 幹事は、委員会を組織し、委員会の運営について協議し遂行する。

4 監事は、本会の会計及び財務状況につき監査する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の決定するまでその職務を行う。

(総会の招集)

第 12 条 定期総会は、毎年 1 回、会長が招集する。

2 臨時の必要が生じた時、または、会員の 2 分の 1 以上から要請があった時は、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 開催通知と開催日には、1 ヶ月以上の期間があることを要する。但し、3 分の 2 以上の会員が賛成した時は、これを短縮することができる。

(総会の成立)

第 13 条 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。委任状 (書面もしくは FAX)

をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数で決定する。可否同数の時は、議長が決する。

(総会に付すべき事項)

第15条 次の事項は総会の議決、承認を必要とする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 会則及び各種規程の変更
- (5) その他議長が必要と認めたもの

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第17条 本会の会計は事務局が行い、会長がこれを統轄する。

(会計年度及び出納閉鎖期)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。出納は、5月31日をもって閉鎖する。

(設立)

第19条 本会の設立は、平成3年9月1日とする。

(その他)

第20条 この会則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この会則は平成3年9月1日から施行する。
- 2 第18条の規定にかかわらず平成3年度の会計年度は、この会則施行日から平成4年3月31日までとする。
- 3 この会則は平成4年6月2日に改正し、同日から適用する。
- 4 この会則は平成5年5月20日に改正し、同日から適用する。

- 5 この会則は平成 6 年 5 月 31 日に改正し、同日から適用する。
- 6 この会則は平成 7 年 6 月 2 日に改正し、同日から適用する。
- 7 この会則は平成 9 年 4 月 25 日に改正し、同日から適用する。
- 8 この会則は平成 13 年 5 月 23 日に改正し、同日から適用する。
- 9 この会則は平成 19 年 5 月 30 日に改正し、同日から適用する。
- 10 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。